

「大阪府高齢者計画2012（第5期：平成24年度～平成26年度）」

平成26年度の取組状況（概要版）

「大阪府高齢者計画2012」においては、「人権尊重の社会のもと、高齢者が自らの健康の保持増進に努めるとともに、個性と主体性を発揮し、社会の重要な一員として住み慣れた地域で自立した生活をおくれるように、地域社会全体で支援すること」を基本理念として、みんなで支える高齢社会づくりをめざして、高齢者施策に関する諸事業を位置づけました。

本資料は、計画第3章の「施策の推進方策」に即し、主要な事項について平成26年度での取り組みを中心に取りまとめたものです。

なお、計画期間における各年度の取組状況については、別途資料（一対一対応版）で、また第5期中の大阪府域における計画に係る各種数的データについては別途資料（「第5期大阪府高齢者計画（平成24年度～26年度）期間中の主なデータ比較」）で取りまとめているので、参照してください。

■ 大阪府高齢者計画2012の「施策の推進方策」

- 1 地域包括ケアシステムの構築
- 2 認知症高齢者等支援策の充実
- 3 健康づくり・生きがいづくり
- 4 利用者支援の推進
- 5 介護保険事業の適切な運営
- 6 福祉・介護サービス基盤の充実

施策の推進方策「1 地域包括ケアシステムの構築」

地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターの機能の強化を行い、介護、医療、生活支援、住まいの確保などの各サービスを総合的に提供できる体制を作ります。

また、地域における多様な主体とのネットワークを図り、セーフティネットの充実を目指します。

1. 地域包括支援センターの機能強化

(1) 地域包括支援センターの周知と市町村との連携強化

○ 府ホームページやパンフレットを活用した広報活動により、地域包括支援センターの認知度向上を図るとともに、市町村と地域包括支援センターの更なる連携強化を働きかけた。

(2) 地域包括支援センターの業務の改善

○ 国が実施する地域包括ケア推進指導者養成研修については、全ての地域包括支援センターに対する研修が、平成 24 年度で終了したため、地域包括ケアシステムを構築する有効な手段として、多職種協働による「地域ケア会議」の普及・定着を図ることを目的に、市町村において実施される地域ケア会議に広域支援員及び専門職を派遣した。

(3) 地域におけるネットワークの構築とコーディネート機能の強化によるケアマネジメント力の向上

○ 「地域ケア会議」の普及、定着を図ることを目的に地域ケア会議の運営支援や助言を担う広域支援員、専門職の派遣を行った。

■広域支援員の派遣：8市・6町 合計24回（広域支援員7人）

- ・高槻市 2 回 ・貝塚市 3 回 ・守口市 2 回 ・茨木市 1 回 ・箕面市 1 回
- ・柏原市 1 回 ・門真市 3 回 ・四條畷市 2 回 ・島本町 1 回 ・豊能町 2 回
- ・能勢町 2 回 ・田尻町 1 回 ・太子町 1 回 ・河南町 2 回

■専門職の派遣：岸和田市及び大東市に計 6 回、5 名の専門職を派遣した。

○ 市町村、地域包括支援センター職員向けに地域の実情に沿った地域ケア会議を開催していくため研修等を実施した。

■地域ケア会議活用推進等事業研修 H26.5.29 参加者 76 人

■地域ケア会議推進に係る事例報告会 H27.1.8 参加者 104 人

(4) 地域包括支援センター職員のスキルアップへの取り組み

○ 市町村及び地域包括支援センターの職員を対象とした高齢者虐待対応のスキルアップのための研修を実施した。

■初任者研修 157人 ■現任者研修「養護者」140人 ■「養介護従事者」22人

■課題別研修「家族支援」240人、「成年後見制度」115人、「対応困難事例」164人

(5) 介護支援専門員への支援

○ 医療ニーズの高い高齢者に対し、よりよいケアプランが作成できるよう、「医療と介護の連携セミナー」を開催した。

■第1回：H26.12.18 参加者112人 ■第2回：H27.2.10 参加者98人

2. 医療と介護の連携強化

(1) 医療と介護の連携強化

○ 在宅医療連携拠点を38か所の地区医師会等に整備し、地域における医療と介護の連携を推進するための取組みを行った。

■地域の医療介護従事者がお互いの専門的な知識を活かしながらチームとなって患者・家族をサポートしていく体制を構築するため、地区医師会において市区町村等と共に多職種研修会等を開催し、多職種の連携促進を図った。

○ 医療と介護の双方を必要とする高齢者を支えるため、地域ケア会議やサービス担当者会議等において、医療従事者の参加しやすい環境づくりに努めるよう市町村に対し周知するとともに、多職種による連携を促した。

(2) 在宅医療の充実

○ 在宅医療の拡充に向けて、「在宅医療コーディネータ」を配置し訪問診療や看取りの実績ある診療所の確保を図るための取組みを進める地区医師会を支援し、24か所の地区医師会において、在宅医療を推進するための取組みを行った。

在宅医療の中心となる訪問看護を安定的に供給するため、訪問看護師の確保・定着・質の向上を図る取組に着手した。訪問看護ステーションの職場体験による人材確保や産休等の代替職員の確保支援を行うとともに、新人・中堅訪問看護師などを対象とした階層別研修、地域における訪問看護師の同行訪問による個別研修などを実施し質の向上を図った。さらに、訪問看護ステーションが相互連携への支援や地域の実情に応じた研修を実施する教育ステーションを府内に3か所設置し訪問看護ステーションの運営体制の強化を図った。

■訪問看護実地研修（新規）8人 ■訪問看護ステーションと病院看護師の相互研修175人

■訪問看護師階層別研修41人 ■教育ステーション数3か所

■訪問看護相互連携事業所数80ステーション

■訪問看護師等産休等代替職員確保支援事業8人

○ 地域における在宅歯科医療の窓口となる在宅歯科ケアステーションを府内16地区に設置するとともに、在宅医療従事者向けの歯科との連携に向けた研修会を府内40地区において開催し、在宅歯科医療連携体制の推進に努めた。

- 在宅医療に関する医療機能の情報公開を進めるため、大阪府医療機関情報システムにおいて、「いろいろな条件で医療機関を探す」の項目の中に「在宅医療・看護」という検索項目を作成し、ニーズに合った医療機能情報を容易に検索できるようにしている。

3. 生活支援サービスの確保

(1) 地域包括支援センターによる関係者の連携強化

- 地域ケア会議の運営支援や助言を担う広域支援員、専門職の派遣を通じ、民生委員・児童委員や小地域ネットワーク活動に参加する地域住民等が参画する「地域ケア会議」の普及・定着を助言することにより、地域におけるネットワークの構築を支援した。

(2) 生活支援サービスの確保

- 地域における支え合い体制づくりを行う市町村を支援するため、広域的・専門的視点からバックアップした。
 - 地域福祉・子育て支援交付金（37市町村）
地域福祉、子育て支援又は高齢者分野において、市町村が創意工夫を凝らし、地域の実情に沿った事業を実施できるよう市町村に対して交付金を交付
 - 地域支え合い体制づくり事業（10市町）
各地域において市町村、住民組織、NPO法人、社会福祉法人、福祉サービス事業者等との協働により、日常的な支え合い活動の体制づくりを推進できるよう市町村に対して助成

4. 地域の支え合い体制の整備

(1) 地域におけるセーフティネットの充実

- 地域福祉の推進のため、地域福祉・子育て支援交付金により、市町村におけるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置を支援した。
また、市町村におけるCSWの配置事業に関する新ガイドラインの周知を行った。
 - CSW配置37市町村145人（平成26年度末現在 指定都市・中核市を除く。）
 - 地域福祉のコーディネータースキルアップ研修の開催
 - ・「基礎研修」（H26.7～8）
 - ・「事例研究」及び「テーマ別研修」（H26.10～H27.1）
- 「地域支え合い体制づくり事業」、「地域福祉・子育て支援交付金（介護保険特別枠）」により、高齢者の社会的孤立を防止するための事業を実施する市町村に対して財政的支援を行った。また、要援護者の支援に有効である小地域ネットワーク活動の充実を図るため、「地域福祉・子育て支援交付金」による財政的支援や先進事例の情報提供等の技術的支援を行った。
 - 「地域支え合い体制づくり事業」10市町
 - 「地域福祉・子育て支援交付金（介護保険特別枠：地域包括ケアシステムの構築）」31市町

(2) 福祉教育の充実

- 体験活動に重点をおいた福祉教育の充実を図るため、学校の取り組み事例を掲載した大阪府福祉教育指導資料集『ぬくもり』を、研修会等において周知するなど、公立小・中学校における福祉・ボランティア教育を推進した。
- 社会福祉を支える人材の育成を視野に、府立高等学校の52校で福祉に関する科目を開設した。また、府立高等学校131校において、高齢者・障がい者福祉施設等での体験活動を行った。
 - 高等学校における福祉コース等の設置および自由選択科目等開設状況 計35校
 - ・総合学科高校13校 ・普通科総合選択制高校15校 ・普通科および職業学科2校
 - ・クリエイティブスクール5校

(3) ハンセン病回復者についての理解の促進

- 人権教育を進めるため、府内の高校生・看護学生が、ハンセン病療養所を訪問（1泊2日）し、入所者と交流する「ふれあい交流事業」を実施した。
また、市町村やハンセン病回復者支援センター等と連携し、啓発資料の配布や、パネル展示等を行った。

5. 高齢者にやさしい住まいの確保と福祉のまちづくりの推進

(1) 高齢者の居住ニーズに対応した住宅の確保

- 住み慣れた地域で、安心、安全、快適に暮らせる住まいとまちづくりのため、「大阪府高齢者・障がい者住宅計画（計画期間：平成23年度～32年度）」に基づき、各施策を推進している。

■府営・市町村営・公営計

- ・高齢者・障がい者世帯に対して優先枠を設定した戸数 2,722戸
- ・昇降困難を理由として住み替え申請を受け付けた戸数 708戸

■公的賃貸住宅の供給

- ・公的賃貸住宅におけるシルバーハウジングの供給(※) 1,216戸
- ・府営住宅におけるふれあいリビングの整備(※) 34団地
- ・車いす常用者世帯向け住宅の建設 31戸

■民間住宅への入居促進

- ・住宅金融支援機構が提供するリバースモーゲージの活用 1件
- ・生活福祉資金（不動産担保型生活資金）貸付状況 23件

■民間賃貸住宅等の供給を促進

- ・サービス付き高齢者向け住宅の供給(※) 18,204戸

※印は、年度末累計値

- 住まいのバリアフリー化を促進した。

- ・バリアフリー化された公的賃貸住宅の建設 1,061戸
- ・公的賃貸住宅における住戸内のバリアフリー化改善 1,032戸
- ・府営住宅における「あいあい住宅」の建設 787戸

- ・民間賃貸住宅への住宅セーフティネット整備推進事業の活用(※) 456 戸
- ・介護保険法に基づく住宅改修 1,289 戸

※印は、平成27年11月5日時点

(2) 福祉のまちづくりの推進

○ 建築物についてバリアフリーに関する基準への適合を図るため、福祉のまちづく条例に基づき、以下の取り組みを行った。

- 府条例で適合義務の建築物は、建築確認申請で基準が適正に運用されるよう審査した。
- 準適合義務の対象以外の公共性の高い施設の設置にあたって、事前協議を実施した。

累計 21,717 件(平成 5～26 年度)

- 既存施設は、改善計画制度に基づく定期報告を実施した。対象 2,588 棟

○ 公共性の高い施設及びそれらを結ぶ生活関連経路の移動等の円滑化を図るため、市町村における基本構想の作成を推進している。

- 基本構想作成済み 33 市町 130 地区 (平成 27 年 3 月末時点)

- 鉄道駅バリアフリー化 補助実績累計 67 駅・134 基 (平成 13 年度～26 年度)

6. 権利擁護の推進

(1) 成年後見制度及び日常生活自立支援事業の展開

○ 成年後見制度の普及・啓発を行うため、大阪後見支援センターのホームページや、機関誌「福祉おおさか」等により周知を図った。また、成年後見制度における市町村長申立てが活用されるように、「市民後見人」の養成を図るための取り組みを行った。

○ 市民後見人養成の必要性等について、市町村へ積極的に周知・PRを実施し、全市町村へ参画を呼びかけるとともに、広域的・専門的な福祉・生活課題の解決や市町村共通の環境整備等の総合調整に努め、市町村における取組みの支援を行った。

- 「市民後見推進事業の府域展開を図るためのブロック別意見交換会」1回開催

- 市民後見人バンクへ登録 37 人 延べ登録者 計 139 人

(2) 高齢者虐待防止等の取り組み推進

○ 養護者による虐待など支援困難事例に対応するため、専門相談窓口を設け、相談に応じるとともに必要な場合には、弁護士・社会福祉士からなる専門職チームを市町村に派遣し、スーパーバイズを行った。また、市町村の高齢者虐待対応力向上を図るため、市町村や地域包括支援センター職員に対して、研修を実施した。

- 専門職チームの派遣 7 回

○ 養介護施設従事者等による虐待に対応するため、実地指導にあたって、施設における人権研修等の実施状況を確認するとともに、虐待防止の通報窓口である市町村の連絡先を施設内に掲示するよう指導している。また、身体拘束ゼロに向けた取り組みを進めるため、平成26年度の集団指導において、直近の「身体拘束廃止状況調査アンケート」の結果を説明し、各施設において身体拘束ゼロを推進する注意喚起を行った。さらには、実地指導においても、原則禁止等を指導している。

- 身体拘束ゼロ推進員養成研修開催（対象：介護職員 4日間+実習） 136名
- 看護実務者研修開催（対象：看護職員 2日間） 90名

(3) 犯罪被害等の未然防止

○ 高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、以下の取り組みを行った。

- 府政だよりによる高齢者に多い悪質商法の事例の紹介、被害にあわない注意点等の周知を行った。（平成26年10月1日掲載）
- 「高齢者の消費者トラブル未然防止のための広報・啓発事業」として、高齢者及びその見守り者をターゲットにしたラジオCM、ラジオパブリシティ、新聞広告、フリーペーパーによる啓発を実施した。（H26.12～H27.1）
- リーフレット「撃退！悪質商法（シルバー世代編・訪問購入編）」を配布した。また、府政だよりに掲載した特集記事を抜き刷りし、関係機関等を通じて配布した。
- 見守り者向けハンドブック「みんなの力で助け隊」を配布した。
- 老人クラブや自治体などの集まりに「情報提供ボランティア」が出向き、高齢者を狙う悪質商法の手口とその対策、被害にあわないための注意点などの情報提供を行う講座を実施した。
- 国、近隣府県や大阪市と連携し、悪質事業者への行政指導を行った。

○ 犯罪の防止に配慮した公園施設の整備を進めるため、LED化を含む照明灯の増設・改修、植栽維持管理を行った。

7. 災害時における高齢者支援体制の確立

○ 要援護者一人ひとりに対する支援体制（支援プラン）が整備されるよう、『市町村における「災害時要援護者支援プラン」作成指針』に基づき、市町村の支援に努めてきた。先般、災害対策基本法の一部改正（平成26年4月施行）により、新たに、避難行動要支援者名簿の作成や名簿情報の避難支援等関係者等への提供等の規定が設けられ、国においてはこの法改正を受け、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針が策定された。

本府においても、市町村における要支援者名簿作成や個別計画策定など進捗管理、課題解決を図るため、市町村アンケートを関係部間で連携し実施した。

さらに、平成27年2月に『市町村における「避難行動要支援者支援プラン」作成指針』を改訂し、市町村における取組みを促進した。

- 避難行動要支援者の名簿策定状況 22市町(平成27年4月1日現在)
- 福祉避難所 38市町村が708施設を確保(平成27年1月現在)
 - ※(平成27年3月現在の府内市町村における災害対策基本法に基づく福祉避難所指定状況:28市町村115箇所)
 - ※災害対策基本法の改正(平成26年4月施行)に伴い再手続を進めている

○ 介護保険施設の災害への取り組みを促すため、集団指導や実地指導の際、「地震防災対策マニュアル」の作成の啓発を行うとともに、高齢者に対して適切なケアが安定的に提供できるよう指導している。また、災害時の支援体制の構築を行うため、災害ボランティア団体のリーダー等を対象に「災害ボランティアリーダー研修会」を実施した。

施策の推進方策「2 認知症高齢者等支援策の充実」

認知症の人が住み慣れた地域で尊厳を持って穏やかに暮らすことができる地域社会の実現は、地域包括ケアシステム構築の中で最も重要な課題の一つです。

認知症に関する正しい理解を促進する施策を進め、地域における様々な社会資源が連携した認知症高齢者や家族を支援する体制の構築を目指します。

また、認知症の早期発見・治療・適切な介護方針の決定のための認知症医療との連携を図り、認知症高齢者に対する介護サービスの向上に取り組みます。

1. 認知症に対する理解の促進

- 市町村と連携し、地域や職域において認知症を理解し、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターの養成に取り組んだ。

■府域の認知症サポーター養成数 H26： 66,597 人

累計 325,333 人（総人口比 3.664%）※H27.3 月末

- サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトの養成についても、市町村における研修に加え、府においても研修を実施した。

■第 1 回：H26.7.7 第 2 回：H27.2.27

■府内キャラバン・メイト養成数 H26： 755 人

累計 6,246 人 ※H27.3 月末

- また、大阪府で養成したキャラバン・メイトの活動の活性化や質の向上とモチベーションの維持を目的とした、キャラバン・メイトのフォローアップ研修を大阪府キャラバン・メイト連絡会と共催で開催した。

■第 1 回：H26.7.25 参加者 73 人 ■第 2 回：H27.1.30 参加者 39 人

2. 認知症高齢者やその家族の支援体制の構築

(1) 認知症地域支援推進員の設置の促進

- 医療機関・介護サービスや地域の支援機関をつなぐコーディネーターの役割を担う認知症地域支援推進員の設置を促進するために、活動報告書を市町村、地域包括支援センター等に配布した。

■認知症地域支援推進員 22 市設置 35 人 ※H27.3 月末

(2) 認知症の人を支える地域におけるネットワークの構築（地域の見守り力の向上）

- 各市町村が地域の実情を把握し、認知症の人を支援する地域づくりに計画的総合的に取り組むための後方支援を目的として、大阪府認知症地域資源ネットワーク構築セミナーを開催した。

■第 1 回：H26.10.21 参加者 67 人 ■第 2 回：H27.2.24 参加者 47 人

○ 平成27年1月に府内市町村における認知症等による高齢者の行方不明時の早期発見・保護を目的として「大阪府認知症等高齢者の行方不明時広域発見連携要領」を策定し、都道府県圏域を越えた広域連携の強化を図った。

○ 地域の多様な主体が参画した徘徊・見守りSOSネットワークの普及などにより地域の見守り力の向上を図るため、市町村の取組みを情報共有し、課題の収集・分析を行うための市町村連絡会議を設置し、今後の取組みの方向性を確認した。

■第1回：H26.10.21 ■第2回：H27.2.24

○ 認知症疾患医療センターに配置されている連携担当者と地域包括支援センターの連携を強化するため、大阪府内6か所の認知症疾患医療センターにおいて、ケースワークを開催した。また、認知症疾患医療連携協議会の開催（合計30回）、講演会、研修会や事例検討会を通じて、地域包括支援センターを含む関係機関との連携を深めた。

(3) 相談支援体制の充実

○ 市町村及び地域包括支援センター職員の相談対応力の強化のため、認知症対応、高齢者虐待対応等についてのスキルアップを目的とした研修を実施した。また、認知症ケアに携わる市町村職員、地域包括支援センター職員等の対応力向上のため実践事例に基づくケアマニュアルを作成した。さらに、介護サービス従事者を対象とした高齢者虐待予防について啓発するリーフレットを作成した。

○ 認知症高齢者や家族、地域包括支援センター職員、市町村職員、介護支援専門員等からの認知症に関する相談に対応するため、認知症コールセンターを運営した。また、認知症の医療に対する相談に対応するため行っている、府保健所のこころの健康相談において、1,694件の相談に対応した。また、認知症疾患医療センターでは、電話・面接を含めて専門の医療相談を、6,101件受け付けた。

(4) 地域密着型サービスの普及促進

○ 身近な地域での生活が継続できるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護など地域密着型サービスを充実させるため、地域密着型サービスについて、「わたしたちの介護保険」のパンフレットを活用し周知を行った。さらには、市町村の意向や場場の実態を踏まえた柔軟な運用ができるよう、国へ要望を行うとともに、先進自治体の取組事例を紹介するなど、市町村への周知に努めた。

3. 医療との連携の促進

○ 認知症サポート医の養成、認知症医療につなぐための体制づくりを進めるため、府医師会と連携して、認知症サポート医を養成するとともに、医療と介護の連携について検討する機会として、認知症サポート医に対しフォローアップ研修を実施した。

■認知症サポート医 累計207人 ※H27.3月末

■フォローアップ研修2回 修了者数195人

○ 認知症の人への支援体制の構築を図るため、府医師会と連携して、かかりつけ医対応力向上研修等を実施した。また、市町村や地域包括支援センターなど適切な場所に認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患医療センター等の医療機関、地域包括支援センター、介護サービス事業者や認知症サポーター等との連携を図り、認知症の人や家族を支援した。

■かかりつけ医認知症対応力向上研修 修了者数 199 人

○ 認知症疾患医療センターにおいては、外来対応を 8,478 件行い、そのうち鑑別診断を 1,790 件実施した。

4. 認知症介護の質の向上と人材育成

○ 認知症高齢者に対する介護技術及び介護サービスの向上を図ることを目的として、高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、体系的に研修を実施した。また、介護保険上の人員配置基準上、受講が義務付けられている地域密着型事業所を対象とした研修を実施した。

■認知症介護実践研修実践者研修 実施回数8回 修了者数 504 人(累計 6,168 人)

■認知症介護実践研修実践リーダー研修 実施回数2回 修了者数 124 人(累計 1,103 人)

■認知症対応型サービス事業管理者研修 実施回数2回 修了者数 132 人(累計 1,239 人)

■小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 実施回数2回 修了者数 54 人(累計 979 人)

■認知症対応型サービス事業開設者研修 実施回数2回 修了者数 21 名(累計 694 人)

■認知症介護指導者養成研修 実施回数2回 修了者数 3 名(累計 36 人)

■認知症介護指導者フォローアップ研修 実施回数2回 修了者 3 名(累計 24 人)

施策の推進方策「3 健康づくり・生きがいづくり」

高齢期を健やかに、可能な限り自立して過ごせるように、健康づくりの支援、生活習慣病予防を推進します。また、意欲ある高齢者が生涯現役で過ごせるよう支援します。

1. 介護予防事業の円滑な提供

- 市町村が介護予防事業を効果的・効率的に実施するために、大阪府、市町村、地域の民間企業等との連携により介護予防キャンペーン（33 市町村・広域連合、延べ 46 回）を実施し、介護予防について普及啓発を行った。また、地域づくりによる介護予防推進事業（モデル市：2市 岸和田市、羽曳野市）を実施した。

2. 健康づくり

（1）大阪府健康増進計画の推進

- 平成 25 年 3 月に策定した「第 2 次大阪府健康増進計画」及び同計画を円滑に推進するためのアクションプランに沿って、たばこ対策と高血圧対策に重点を置きつつ、総合的にNCD（非感染性疾患）対策に取り組んだ。

（2）大阪府歯科口腔保健計画の推進

- 平成 26 年 3 月に策定した「大阪府歯科口腔保健計画」に基づき、歯と口の健康づくり推進するため、普及啓発媒体の作成、ホームページを利用した情報発信の充実に努めるとともに、市町村・保健所職員を対象とした歯と口の健康づくりに関する知識向上のための研修会実施等に取り組んだ。

（3）がん対策の推進

- 平成 25 年 3 月に策定した「第二期大阪府がん対策推進計画」に基づき、がんの予防、早期発見、医療の充実を図るため、がん検診の普及啓発や、がん検診事業を実施する市町村への技術的支援を行うとともに、がん拠点病院の機能を強化する体制整備等に取り組んだ。

（4）地域保健対策の推進

- 府保健所の高度専門性を活かし、高齢者保健福祉等の推進を図るため、市町村と連携して各種相談を通じて専門的なケアを必要とする方に対する支援を行うとともに、市町村の高齢者保健福祉、介護保険施策等が円滑に推進できるよう相談対応や技術的な助言を行った。

（5）食の安全安心の確保の推進

- 「大阪府食品衛生監視指導計画」に基づき、食品による危害の防止を図るため、以下の取り組みを行った。また、高齢者福祉施設を対象に、腸管出血性大腸菌 O157、カンピロバクター等、食中毒に関するリーフレットや手洗いポスター等を配布

した。

- | | |
|-----------------|---------------------------------|
| ■食品関係施設の監視・立入検査 | 延べ約120,000件 |
| ■流通食品の試験検査 | 約28,000検体（検査項目数約100,000項目） |
| ■夏期及び年末の一斉取締り | 延べ約21,000施設の監視指導
約800検体の試験検査 |
| ■その他緊急監視・合同監視等 | 約40施設 |

3. 社会参加の促進

○ 元気な高齢者に地域社会の支え手として積極的な参画を促すため、アクティブシニア入門講座やアクティブシニア実践講座を実施した。

- アクティブシニア入門講座 5回 ■アクティブシニア実践講座 5回

○ 老人クラブ活動を支援するため、国の補助制度に基づき、助成を行った。また、府老人クラブ連合会が若手会員、外部委員等で構成する「若手委員会」に参画し、老人クラブの活性化策を検討した。

- 助成を行った単位クラブ数 2,551 クラブ
■第56回大阪府老人クラブ大会：H26.9.10
・場所：大阪国際交流センター ・表彰：26クラブ（参加約1,000人）

○ 生涯学習施策の推進のため、NPO 法人大阪府高齢者大学校が実施する、市町村と連携した地域密着型カレッジ（区民カレッジ）の立ち上げ支援を行った。

○ 市町村や大学及び他の生涯学習推進主体との連携を図るため、以下の取り組みを行った。

- 市町村生涯学習担当セクションとの連携講座「おおさかふみんネット」開催
(H26.10~H27.2 まで)
■大学・研究機関等 10 機関と連携した「公開講座フェスタ」を開催 (H27.11)

4. 雇用・就業対策の推進

(1) 高齢者の雇用・就業の確保

○ 高年齢者の多様な雇用・就労ニーズに対応するため、市町村やハローワーク等が実施する合同就職面接会との同時開催により相談会等を行った。

- 八尾市文化会館他、4か所

○ 商工会等と連携し、中小企業に対する高年齢者雇用サポート事業として高齢者雇用に関するセミナーを開催した。

- 大阪商工会議所（本部、5支部）他、5か所

○ 就職支援サービスの提供を行うため、「OSAKAしごとフィールド」において、キャリアカウンセリング、各種セミナー等を実施したほか、求人開拓を含めた職業紹介をワンストップで提供した。

- OSAKA しごとフィールド実績 H26.4~H27.3

・来館者数 37,123 人（就職者数：8,080 人〔うち高年齢者の就職者数 332 人〕）

(2) シルバー人材センター事業の促進

- 高齢者の能力を活かした就業機会を確保し、生きがいの充実と社会参加を促進するため、公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会に対する指導・支援を行った。

施策の推進方策「4 利用者支援の推進」

サービス利用の手続き、情報などを利用者にわかりやすく届けるとともに、身近なところで相談に対応し、適切に苦情に対応できる体制の強化を図ります。また、要介護認定において心身の状況が正確に把握されるよう取り組みます。

1. 制度周知等の推進

(1) 広報の充実

○ 制度の周知及び府民ニーズに対応した情報提供を行うため、「介護保険制度について」を作成し市町村等に配布した。また、障がい者や在日外国人等への周知に活用するため、同パンフレットの点字、音声、ルビ打ち、韓国・朝鮮語、中国語、英語の各版を作成した。また、介護予防リーフレット「さあ、出番です！第2の人生地域のみんなで取り組む『介護予防』」をイベント等で配布した。

■ パンフレットの活用

- ・「介護保険制度について」日本語 30,000 部ほか、韓国・朝鮮語、中国語、英語、点字、ルビ版、音声の各版を作成。
- ・「さあ出番です！第2の人生地域のみんなで取り組む『介護予防』」10,000 部

■ 市町村における広報活動

広報紙や各種通知時の広報ビラの同封、市民向け出前講座などの制度周知が行われた。

(2) ホームページを活用したサービス情報の提供

○ 介護保険制度や介護支援専門員、介護予防に関する情報等を随時更新した。

2. 相談・苦情解決体制の充実

(1) 相談体制の充実

○ 身近な相談窓口を充実させるため、地域包括支援センターや在宅介護支援センターなどとともに、CSWをはじめとした地域の多様な社会資源を活用し、相談の受け皿の充実を促した。

(2) 苦情解決体制の充実

○ 苦情対応体制の強化を図るため、市町村、大阪府国民健康保険団体連合会、大阪府それぞれの機関が互いに連携し、介護保険に関する苦情相談に迅速かつ適切に対応した。

■市町村・国民健康保険団体連合会・大阪府で対応を行った苦情相談 1,553 件

○ 事業者において第三者委員の設置等苦情解決体制の整備が進むよう、介護保険施設への保険者一般指導等において、相談窓口（当該施設、大阪府、市町村、大阪府国民健康保険連合会）、苦情処理の体制及び手順等について助言している。また、第三者委員（オンブズマン）を設置し、苦情解決を促した。

3. 個々の高齢者等の状況に配慮したサービスの提供

(1) 高齢障がい者等の立場に立った適切なサービス提供を行うための配慮

- 介護保険施設や居宅サービス事業所に対して、集団指導や実地指導時に、円滑なコミュニケーションを図りながら利用者個々の特性や状況に応じてきめ細かな配慮をし、障がい者の立場に立った適切なサービス提供を行うよう指導した。

(2) 要介護認定における配慮

- 認定調査員が認知症高齢者や障がい特性に関する理解を深められるよう、認定調査員研修で、当事者や専門家による講義を実施した。また、高齢障がい者への配慮事項等をまとめた「介護のこころえ 障がいのある方への配慮について」を配布するとともに、介護の手間に係る具体的な状況等を的確に記載するよう研修を行った。
さらには、介護認定審査会合議体の長会議において、認定調査の特記事項等の記載内容を審査・判定に正しく反映するように研修を行った。

- 要介護認定にあたって、手話通訳、要約筆記、盲ろう者通訳・介助、筆談の利用などにより、認定調査員に対する意思の伝達を手助けする取り組みを進めるため、調査対象者の日頃の状況を的確に説明できる者の同席の必要性について、市町村保険者指導において状況の把握・周知に努めた。

(3) ハンセン病回復者とその家族等への支援

- 地域で暮らすハンセン病回復者や家族に対して、多方面から支援ができるように、コーディネーターを設置し、様々な相談に応じた。また、地域福祉・介護を担う職員や、民生委員を対象とした研修会を実施した。

■ ハンセン病回復者協力医療機関 府立急性期総合医療センター等 9か所

(4) 低所得の人への配慮

- 低所得の方の負担軽減制度の周知を行うため、「わたしたちの介護保険」パンフレットやホームページに「主な低所得者対策一覧」を掲載し、周知を行った。
また、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の活用が広がるよう、事業の趣旨を周知するとともに、市町村及び法人に申請を促進した。

(5) 健康福祉産業の振興

- ユニバーサルデザイン及び健康福祉関連機器等の開発に際しての技術・デザイン面での企業への開発指導・相談の支援を行うため、ユニバーサルデザインに高い関心を持つ企業と障がい者の方々が共に学び交流し、ユニバーサルデザイン開発を促進する「ユニバーサルデザインサロン」を開催（共催：NPO法人共用品研究会関西）した。

4. 適切な要介護認定

○ 要介護認定の平準化を図るため、認定調査員及び主治医に対する研修の充実を図った。特に、現任の委託調査員に対し、特記事項記載の留意点と具体的な記入例について新たに研修を行った。また、介護認定審査会において、認定調査の特記事項等の記載内容を審査・判定に正しく反映するように、介護認定審査会合議体の長会議及び介護認定審査会事務局職員研修を実施した。

- 認定調査員研修（新規）4回 775人
- 認定調査員研修（現任(市区町村)）1回 81人
- 認定調査員研修（現任(委託)）5回 549人
- 主治医意見書研修 2回 532人
- 介護認定審査会合議体の長会議 1回 493人
- 介護認定審査会事務局職員研修 1回 71人

5. 不服申し立ての審査（介護保険審査会）

○ 審査請求の案件に対し、要介護認定に係る合議体、保険料等に係る合議体による審査会を適宜開催し、審理・裁決を行った。

- 審査請求の処理状況（平成27年3月末時点）
 - ・認定関係 審査請求 34件 認容裁決 2件 棄却裁決 15件
 - ・保険料関係 審査請求 1,188件 認容裁決 0件 棄却裁決 741件

施策の推進方策「5 介護保険事業の適切な運営」

介護保険制度が適切に運営されるように、市町村への指導助言をします。

また、府民の介護ニーズに応え、利用者の立場に立った適切なサービス提供を行うことができるよう、実地指導等あらゆる機会を通じ適正な指導権限の行使に努めるとともに、人材の確保、養成を進めます。

1. 介護サービスの質の向上

(1) 介護支援専門員への支援

- 介護支援専門員の専門性や人権意識を高めるため、指定研修実施機関と連携しながら、テキストの更新などにより研修内容の充実を図った。また、「実務研修」や「主任介護支援専門員研修」において充実を図るため、国の示す標準カリキュラムに加え、「高齢者の人権」について理解を深める講義を取り入れて研修内容の充実を図った。

(2) 福祉・医療・保健の人材養成と確保、資質の向上

- 介護職員の研修事業者が実施する研修事業の質を確保するため、介護員養成研修事業者の指定を行った。また、継続的な資質向上の取り組み（キャリアパス支援事業）として、人材の定着に資する研修を実施するため、養成施設の教員等を派遣する事業を実施した。

■指定事業者数（平成27年3月末時点）：介護職員初任者研修 169 事業者

- 介護技術の向上を図り、良質な介護サービスを提供することができる質の高い人材を確保・育成するため、介護・福祉等の専門職員や市町村職員を対象に福祉用具等を活用した研修や介護技術に関する専門相談等を事業委託により実施した。

■市町村職員研修 4講座 修了者 79人

■介護・福祉等専門職員研修 36講座 修了者 1,506人

- 看護職員等の養成施設に対する指導・助言を通じた教育水準の向上を図るため、厚生労働省近畿厚生局と合同で、看護師等養成施設への指導・助言を行った。

また、公益社団法人大阪府看護協会に対して、看護教員養成講習会、実習指導者講習会などの事業委託を行った。

■看護教員養成講習会 49人 ■実習指導者講習会 240人

- 各保健所において府・市町村保健師の人材育成を目的に「地域研修」を実施した。また、結核をはじめとする感染症対策の観点や難病患者支援を通じ、管内医療・看護・福祉分野の従事者に対する研修を開催した。

- 介護職員等の就業を促進し、質の高い人材確保を図るため、福祉・介護分野の人材を平成24年度から3年間で13,800人増やすことを目標に掲げ、「福祉・介護人材確保安定化事業」等を実施した。

■潜在的有資格者等再就業促進事業 職場体験者数 1,091人

(3) 介護サービスの評価・公表

- サービス事業者における自己評価の取り組みを進めるため、集団指導において、サービスの質の評価を行うよう指導するとともに、実地指導においては、サービスの質の評価の実施について確認し、未実施の場合には指導した。

また、福祉サービス第三者評価事業を推進するため、評価機関の認証を行うとともに、評価調査者の養成や評価結果の公表、評価基準の検討、制度の普及・啓発等に取り組んだ。

■認証評価機関数 16機関 ■評価調査者養成状況 延べ1,448人

■評価結果公表件数 314件

- 介護サービス情報の公表制度を改善するため、平成24年10月に利用者にとって、より「見やすく」「分かりやすく」「使いやすく」なるよう公表システムの見直しが行われた。

2. サービス事業者への指導・助言

(1) 居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護予防サービス事業者への指導

- 法令遵守と利用者本位のサービス提供に向けて、集団指導や指定時研修を通じて事業所に対して指導を行った。

■指定時研修（月1回実施、実施結果：118事業所、介護予防含む）

新規事業者の管理者を対象に、利用者本位の適切な事業運営、指定後の各種手続き、運営上の留意事項等について研修。

■集団指導（参加事業所数：1,987）

毎年1回、全事業者を対象に、利用者の人権を尊重したサービスを行うよう徹底を図るとともに、制度改正、指導監査について、事業運営上の留意点について指導。

■実地指導（指導件数 294事業所）

苦情等が寄せられた事業所を含め、定期的に実地指導計画を立てた上で、職員が直接事業所へ赴き指導を行う。不正請求が疑われる場合は、監査を実施するなど厳正に対処している。

- 介護職員等によるたんの吸引等に関し、国の登録基準に基づき、登録要件等の確認審査を実施している。 ※平成27年3月末時点

■登録特定行為事業者 累計255事業者 認定特定行為業務従事者 累計747人

(2) 介護保険施設への指導

- 集団指導及び実地指導において、「介護保険施設等指導マニュアル」に基づき、利用者本位のサービスが提供できる適切な施設運営を図るように指導している。

■集団指導 641 施設 ■実地指導 243 施設

- 介護職員等によるたんの吸引等に関し、国の登録基準に基づき、登録要件等の確認審査を実施している。※平成 27 年 3 月末時点

■登録事業者 累計 348 事業者 ■従事者認定状況 累計 10,258 件

- 介護保険施設における感染症や食中毒の予防とまん延防止対策を徹底するため、集団指導において、感染症予防の注意喚起を行った。また、実地指導において、衛生管理（感染症マニュアルの整備、感染症予防等）を指導した。

- 特別養護老人ホームへの適正な入所選考の確保を図るため、実地指導において、入所選考指針に基づき、入所選考委員会の運営状況や入所者の状況を確認し、入所選考が適切に行われるよう指導した。

3. 介護保険制度運営に関する支援、助言

(1) 介護保険制度運営に関する支援・助言

- 介護保険事業の安定的な運営を確保するとともに、適正な事業運営の実施及び介護保険財政の健全化を目的として、保険者に対しヒアリング方式での実地指導を行った。

(2) 介護給付適正化に向けた取り組みへの支援

- 介護給付適正化のため、平成 23 年度に策定した「第 2 期大阪府介護給付適正化計画」に基づき適正化事業が実施されているか分析、評価を行うため、府と市町村、国保連合会と共同で「大阪府介護給付適正化計画評価検討会」を設置し、本計画及び府内の介護給付適正化の推進に関する検討を行った。また、同検討会の議論を経て、第 3 期大阪府介護給付適正化計画を策定し、引き続き介護給付適正化に取り組んでいくこととした。

- 保険者の適正化事業の推進を図るため、市町村の担当職員に対して研修を行った。

■H27.3：ケアポイント検に関する研修会、国保連介護給付適正化システムに関する研修会

(3) 介護保険財政安定化基金の設置運営及び活用

- 介護保険事業計画におけるサービス量の見込みを上回る給付費増や保険料未納が発生し、保険者の介護保険財政の財政収支に不均衡が生じる場合に、介護保険財政安定化基金から、無利子貸付又は資金交付を行い、保険者の安定した介護保険財政運営を確保する。

■平成 27 年 5 月末残高 74 億 2 千万円

- ・貸付事業：平成 12～26 年度までの貸付金額 86 億 00 百万円
(うち既償還額 71 億 23 百万円)
- ・交付事業：平成 12～26 年度までの交付金額 4 億 89 百万円

4. 介護保険を持続可能な制度とするための検討

- 近畿ブロック介護保険担当者連絡会議において、保険財政基盤の強化等に資する介護保険者の広域化について意見交換を行った。

施策の推進方策「6 福祉・介護サービス基盤の充実」

高齢者が要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、居宅サービス、地域密着サービスの基盤整備に市町村と連携して取り組みます。

また、居宅で暮らすことが困難となった場合のセーフティネットとして、計画的な施設整備を進めます。

1. 居宅サービスの基盤の充実

- 居宅サービス事業者の指定権限等の移譲を円滑に行うために、府と市町村で、介護保険（居宅サービス）事務移譲市町村連絡会議を開催し、円滑な事務執行に努めている。
■居宅サービス連絡会議 3回 ■有料老人ホーム 連絡調整会議 4回

2. 地域密着型サービスの普及促進

- 市町村の意向や現場の実態を踏まえた柔軟な運用ができるよう、また地域によってサービス格差が生じないように、サービスの提供状況の検証と保険者への情報提供を行うよう、国へ提言を行った。

3. 施設基盤の充実

- 介護保険施設の整備については、各市町村が公的介護施設等の整備に関する目標及び計画期間を定めた面的整備計画を踏まえ、介護施設・介護拠点の整備に取り組んだ。
(4 圏域計 7 施設[特別養護老人ホームの創設・増床])
 - ・ 6 施設 (303 床) の整備を終了
 - ・ 1 施設 (40 床) について工事中
- 老朽化施設の建替えについては、入居者の生活に及ぼす影響を考慮し、改築工事を進めた。(3 圏域計 3 施設[特別養護老人ホーム])
 - ・ 3 施設 (240 床) の整備を終了
- 特別養護老人ホームの整備を進めた。
 - ・ 1 施設 (100 床) の整備を協議中
- 軽費老人ホームの建て替えを進めた。
 - ・ 1 施設 (50 床) の整備を協議中